

NO.	質問	回答
対象となるサービス、事業所、施設の範囲について		
1	新型コロナウイルス感染症の感染者が発生していない事業所・施設でも補助対象となるという理解でよいか。	お見込みのとおりです。
2	介護予防サービス事業所は補助対象となるのか。	各介護予防サービス事業所も補助対象となりますが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取り扱います。
3	介護予防・日常生活支援総合事業の指定サービス事業所は補助対象となるのか。	介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所（通常規模型）と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとしますが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取り扱います。
4	地域包括支援センターは補助対象となるのか。	地域包括支援センターも補助対象となります。基準単価表の※1において、「介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとする」という部分で適用します。
5	基準単価表の※1にある「介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所」とは、事業者指定サービスのみが対象となり、委託・補助等によるものは対象外という理解でよいか。	お見込みのとおりです。
6	厚生労働省の医療機関等を対象とした令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金の交付を受ける場合でも、本補助を受けられるのか。	<p>以下に掲げる事業所・施設であって、厚生労働省の医療機関等を対象とした令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金の交付を受ける場合は、本事業の対象とはなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 病院又は診療所である通所リハビリテーション事業所 ・ 介護療養型医療施設、療養病床を有する病院又は診療所である短期入所療養介護事業所 ・ 訪問看護事業所 ・ 病院又は診療所である訪問リハビリテーション事業所 ・ 居宅療養管理指導事業所 ・ 介護療養型医療施設

NO.	質問	回答
7	サテライト事業所は個別に補助対象となるのか。	サテライト事業所が個別に事業所番号をとっている場合のみ補助対象となります。
対象期間について		
8	補助対象物品の納品・支払はいつまで完了させる必要があるのか。	令和3年10月1日から12月31日までに購入したもの（令和3年10月1日以降に発注し、令和3年12月31日までに納品及び検収（検品）を完了させたもの）を補助対象とします。なお、経理処理の都合上、令和3年12月31日までに支払いが困難な場合は、令和4年1月以降に支払ったものも補助対象とします。 ※令和3年9月以前に発注したもの及び令和4年1月以降に納品されたものは補助対象外となります。
9	令和3年10月から12月までの間に指定等を受けている事業所・施設が補助対象となることだが、令和3年10月から12月までの間に新規の指定を受けた事業所・施設について、令和3年10月以降、当該指定を受ける前に購入した衛生用品等の費用も補助対象となるのか。	令和3年10月から12月までの間に新規の指定を受けた事業所・施設については、当該指定を受けた日以降に購入した衛生用品等の費用が補助対象となります。
補助対象の範囲について		
10	補助対象品目として、衛生用品7品目、備品2品目の計9品目が挙げられているが、今後、補助対象品目が追加される見込みはないのか。	補助対象品目の追加はございません。以下の9品目のみが補助対象となります。 ・感染症対策に要する衛生用品 7品目 マスク、手袋、消毒液（※）、ガウン、ゴーグル、フェイスシールド、キャップ ※アルコール消毒液、次亜塩素酸ナトリウム水溶液、次亜塩素酸水（空間噴霧の用途以外） ・感染症対策に要する備品 2品目 パーテーション、パルスオキシメーター
11	補助対象品目のパーテーションは、飛沫防止用のパーテーションだけではなく、感染防止対策のために面会スペースを設置する場合のパーテーション（間仕切り）も含まれると考えてよいのか。	お見込みのとおりです。 また、カーテン、ロールスクリーンなど、パーテーションの素材は問いません。

NO.	質問	回答
12	電子マネー等で、ポイントを使用して支払いを行った場合は、補助対象となるか。	ポイント利用分は補助対象外となります。
補助額の算定、基準単価について		
13	訪問介護の訪問回数の算定方法はどのようにするのか。	訪問介護の訪問回数については、令和3年10月の1か月における身体介護、生活援助及び通院等乗降介助の合計数で判断します。
14	訪問介護の基準単価は、令和3年10月の1か月における身体介護、生活援助及び通院等乗降介助の合計数で判断することとされているが、 ①例えば、令和3年11月に新規指定を受ける訪問介護事業所についてはどのように取り扱えばよいか。 ②介護サービスと総合事業又は介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている訪問介護事業所の訪問回数は合算してよいか。	①個別の事情がある場合は、令和3年11月、12月又は把握できる直近の1か月の訪問回数での請求も認めます。 ②合算してください。
15	施設系サービスにおいて、空床利用型の短期入所を行っている場合の取扱いはどうなるのか。	施設系サービスで空床利用型の短期入所を行っている場合の取扱いは以下のとおりです。 ① 本体施設分→本体施設の基準単価 ② 短期入所（空床利用型）分→短期入所生活介護事業所又は短期入所療養介護事業所の基準単価。 ただし、短期入所療養介護事業所の基準単価表の定員数については、令和3年4月から9月の1日あたりの平均利用者数を定員数として用いてください（ただし、あらかじめ指定の届出の際に定員数を届け出ている場合は、当該定員数を用いても差し支えありません）。
16	空床利用型で、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護の両方の指定を受けている場合、それぞれの1日あたりの平均利用者数を合算して、基準単価表の定員数としてよいか。	短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護のそれぞれの1日あたりの平均利用者数を比較し、多い方の平均利用者数を用いてください。